

# 第1章 総論

## 1 計画見直しの趣旨

平成 18 (2006) 年 10 月に自殺対策基本法 (平成 18 年 6 月 21 日法律第 85 号) が施行されて以降、自死は「個人の問題」ではなく「社会の問題」であると広く認識されるようになり、国を挙げて自死対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、令和元年には 2 万人を下回るなど着実に成果を挙げているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自死の要因となりうる様々な問題が悪化したことにより、令和 2 年以降は毎年 2 万人あまりの方々が自死されています。

本県における自殺者数は、平成 30 (2018) 年に 372 人と過去最少の自殺者数となり、平成 20 (2008) 年の 649 人 (出典：厚生労働省「人口動態統計」) をピークとして減少傾向にはありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け増加に転じ、令和 3 (2021) 年は 392 人となっており、依然として深刻な状況が続いています。

この間、県では、総合的かつ体系的な自死対策を展開するため、医療、法律、労働、当事者及び行政から成る「宮城県自死対策推進会議」を組織し、平成 21 (2009) 年 3 月に「宮城県自殺対策計画」(以下「県計画」という。)を策定し、平成 25 (2013) 年 3 月には東日本大震災の影響等を踏まえた見直し、平成 30 年 12 月には、自殺対策基本法の改正や自殺総合対策大綱の見直しを踏まえた見直しを行ってきました。

このたび、令和 4 (2022) 年に国が自殺総合対策大綱の見直しを行い、自殺総合対策の基本認識として「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」等が新たに追加されるとともに、「女性の自殺対策を更に推進する」ことが重点施策に追加されたこと等を受け、県では、宮城県自死対策推進会議をはじめ広く県民の方々の御意見をいただき、県計画の見直しを行うこととしました。

## 2 計画の位置付け

県計画は、県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すものであり、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向け、関係する保健、医療、福祉、消費生活、教育、労働等の個別計画との調和を図りながら、自殺対策基本法第 13 条の自殺対策計画として策定するものです。

なお、県では、自死遺族の方への配慮として、法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用します。

## 3 計画の期間

今回の県計画は、平成 30 (2018) 年度から 2026 年度までの 9 年間とし、中間年度のほか、必要に応じた見直しを行います。

## 4 計画の目標

「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、2026 年の自殺死亡率を、平成 27 (2015) 年から 3 割以上減少させることを目標とします。

	計画当初	現状	目標	
	2015年(H27)	2021年(R3)	2022年	2026年
自殺死亡率	17.4	17.3	14.1	12.1
(自殺者数)	(404)	(392)	(323)	(271)

【本県の自殺者数及び自殺死亡率の目標数値】

※自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数をいい、厚生労働省の「人口動態統計」の値を用いる。